

出典：幸田露伴『趣味』 / 一橋大学・99年

文章略解……趣味とは人の嗜好であり、見識であり、思想であり、気品であり、性情である。したがって自ら養い、培っていくことが望ましい。
趣味は人ごとに千差万別であるから、他人を基準にすることはできず、自らの自然の気持ちに基づくのがよい。そして、自分の趣味が充分でないという自覚は、さらなる趣味の向上を産む上で大切である。欲望が人を苦しめるのに対し、趣味はその人を束縛することがなく、豊かに活かしていくものである。

《解答》

問1 人間の性格や気質のうち、優れた部分だけを残す必要があること。〔30字・解答例〕

問2 自分の趣味によって他人の判断はできず、他人の趣味に合わせて自分のあり方を変えるのも同様に困難である。〔50字・解答例〕

問3 自分の趣味の不足点を知ることが、趣味の充実につながる。〔29字・解答例〕

問4 エ

問1

文語調の記述の意味を「わかりやすく説明」するとは、実際にはそれぞれを平易な口語に置き換えていく作業が軸になる。ここではまず「淘汰」という漢語と、「……せざるべからず」という二重否定表現の二つを置き換えることから考えよう。「淘汰」とは、「優れたもの・秀でたものが残り、そうでないものが減びていく自然のなりゆき」というほどの意味である。ここでは、「性情」のうちよい部分が残っていくようになる（すること）を意味する。また、二重否定は「強い肯定」の意味あいを持つ。文語の助動詞「べし」は当然・推量・勧誘・適当など、様々な意味を持つが、ここでは、続く部分での「思想」「見識」「嗜好」等についての記述が「……要す」「……欲す」「……ありたし」（2行目）となっていることから、「適当」のニュアンスに解するのが妥当であろう。「適当」+「強い肯定」であるから、この部分に当てるべき表現としては「……の必要がある」「……しないわけにはいかない」などが好適か。

ここまでの部分をまとめると、「性情のうちよい部分を残さないわけにはいかない。」（23字）という内容の解答になろう。まだ制限字数には余裕があるので、「性情」＝「人間の性質や心情・気質」という程度の言い換えをしておくことさらによい。

問2

傍線部分は、直前にあるように「人の趣味」（6行目）について述べた部分である。したがって、ここに言う「自れ」とは「自分の趣味」、対して「他」とは「他人の趣味」ということだ。これを踏まえて傍線部分の表現全体を置き換えていく。

「自れを以て他を律すべからず」とは、「自分の趣味によって他人の趣味を律してはならない」ということ。この「律す」を適当な語に置き換えるなら「判断する」「善し悪しを決める」ということになる。つまり、自分の趣味を基準にして他人の趣味をどうこういってはいけない、ということだ。ここでの「べし」は命令（「べからず」は禁止の命令）に解釈しておくのが妥当。

これとの対応関係で「彼に従ひて之を枉げんも亦難し」を解釈していくと、「彼」は今度は「他人の趣味」、「之」は「こちら（自分の趣味）」となろう。自分の趣味を「枉げん」というのであるから、この「ん」は「意志」のニュアンスである。したがって、「他人の趣味に合わせて自分の趣味を枉げようとするのも同様に難しい」ということだ。

以上のそれぞれの表現の置き換えを忠実にしていくと、おおよそ制限字数は満ちてしまうはずだ。

問3

前問同様に、「足らざる」「満つる」の主語は「趣味」である。その「不足」を知れば、「満足」に続く路なのだ……というのが傍線部の主旨である。この表現は、続く「至らざるを悟るとは上に向かふの途なり」と対になっている。双方で「量的な不充足」「質的な不充足」の両面を述べていることにも注意を払いたい。

以上を踏まえて、傍線部分全体を言い換えればよい。

問4

傍線部に先立って、「趣味」と「欲望」の対比を述べている部分の記述を追っていく。筆者（幸田露伴）によれば、「趣味」とは「時に応じ所に従ひて、何の所にも那の所にも、怡悦の情を見出し得る」（21～22行目）ものであるのに対し、「欲望」とは「其の物を得ざれば苦しみ、其の願を遂げざれば悩み、吾が心を外の物の奴卑として、その使役するところとなる」（22～23行目）ものだとされている。要するに「趣味」が「いつでも・何でも」なのに対し、「欲望」は「其の物」「其の願」に使役されるもの……ということである。こうしたニュアンスを忠実に反映させている選択肢はエ。アは「はじめから限定されている……」が不適切。イは「能力を伸ばす。」がイイスギ。ウは「しばらくつけ苦しめるだけ」という限定がおかしい。欲望は「其の物」「其の願」に使役されるから人を苦しめるのである。「苦しめるだけ」なら欲望にはならない。

出典…谷崎潤一郎『陰翳礼讃』／一橋大学・96年

文章略解……気候風土や建築材料の関係もあってか、わが国では伝統的に、建物の庇の蔭の中に全体を取り込む構造を採ってきた。やがてその陰翳を積極的に利用するようになり、陰翳の濃淡を持つ日本座敷独特の美が生まれた。間接的な鈍い光線の醸し出す繊細な明るさが日本座敷の美の本質である。だからわれわれは暗い床の間に掛け軸や飾り花を活ける場合でも、陰翳に深みを添えるべくその調和Ⅱ「床うつり」を第一に責んで選んできたのである。

《解答》

問1

AⅡ(オ)

BⅡ(ア)

CⅡ(ケ)

DⅡ(キ)

EⅡ(ウ)

問2

XⅡ(エ)

YⅡ(ア)

ZⅡ(カ)

問3

ⅠⅡ考えてみるに(思うに)

ⅡⅡやっつことのこと(辛うじて)

ⅢⅡ少しも(全く)

問4

絵それ自体が装飾品ではなく、床の間の陰影に深みを添えるものでしかないこと。(39字・解答例)

問5

第二段落Ⅱが、美というもの(16行目)／第三段落Ⅱもつともわれらの(32行目)

問1

いずれも慣用句的に用いられる言葉なので、基本的には「知っていればできる／知らなければできない」類のものである（この種の出題は一橋大学が多い）。「雨露をしのぐ」(B)、「余命を保つ」(C)、「花を活ける」(E)などは比較的ポピュラーな慣用句であろう。Eのところを「花を挿す」にしても誤用ではないが、ここでは花が単体として飾られているイメージが濃くなり、「床の間」について述べているこの場面の内容にそぐわない（このように、空欄補充問題においては「その語を入れても文章の意味が通る」では不十分で、「筆者がその語を用いる可能性が最も高い」ものを探していく必要があるのだ）。

AとDについては少々難しかったか。「営巢」「帯色」などの熟語が想起できればそれぞれ正解が選べたことだろう。Aに「結ぶ」(イ)を入れても意味が通りそうだが、通常は「庵を結ぶ」の方が慣用的である。同様に、Dについても「添える」(コ)を使うならば「彩りを添える」とする方が慣用的である。

問2

いずれも「文の冒頭」(段落の冒頭ではなく)に空欄が付されているので、前の文とその空欄を含む文との内容を見比べ、選択肢に挙げられた各々の語の機能(A)例示・(イ)逆接・(ウ)時間の経過・(エ)譲歩・(オ)選択・(カ)添加と照合していけばいい。

Yのところでは、直前の文で述べられている「日本家の屋根の庇が長い」(13行目)ことをさらに詳しく後の文で言い換えており、しかも空欄直後に「煉瓦やガラスやセメントのようなもの……」と具体例が登場しているのだから、ここは(A)しかあるまい。

Zについても前後の文の内容を丁寧に見比べていくことで解答が出る。前の文で「壁の色」における「ほんの僅かな濃淡の差異」(31行目)を指摘し、空欄の後の文ではこれに加えてその「壁の色のはのかな違い」が「各々の部屋の陰翳」にも関わってくることを述べているのである。こう読んでくるとここに入れるべきは(カ)の「添加」ということになる。

Xについては前の文で日本の家屋の屋根の機能について述べ、直後で「西洋の家屋にも屋根がない訳ではない」とされていることから推せば対比・逆接の文脈であるように受け取れなくもないが、それに続く記述で「それは日光を遮蔽するよりも雨露をしのぐための方が主であって……」と打ち消され、結局「西洋の家屋の屋根」には日本のそれのようなものはない、という旨の主張に回帰する。だとするとここに入れるべきは「一時的な譲歩」のニュアンスになりうる(E)がベスト、ということになる。このように、「もちろん」「たしかに」「なるほど」などをを用いて一度譲歩し、その後に逆接の接続詞・接続助詞で本来の主張に(強調する形で)回帰するという用法は、よく用いられるので知っておいて損はない。

問3 設問の指示が「こ、こでは、どういう意味で使われているか」となっているので、解答すべきは文脈義であることがわかる。だからと言って、辞書義を無視してよからうはずはない。あくまでも両面を見比べ、双方にあてはまる意味を指摘していくことだ。(1)と(3)については、漢文で用いられることもある言い回しである。(1)の字の原義は「推量すること」。「蓋然性」(あることが起こりそうな可能性)などの関連語もチェックしておこう。(2)に関しては、これが「styling」の意味であると理解する諸君はいないだろう。「辛うじて」とほぼ同義である。(3)に関しては、後の「……ない」と呼応している点に注意。「聊か」だけならば「少々」「ある程度」の肯定的な意味になるが、このように否定の語とともに用いられるときは「全くない」「少しもない」など、否定を強調する機能を持つ。

問4 傍線部分中の「面」というカギカッコ付きの語の意味を平たく言い換えることが作業課題になる。この「面」については、直後に「全く砂壁と同じ作用をしかしていない」(46行目)と言い換えられている。では、「砂壁と同じ」どういう作用をしているのか、を問題文中に探していけばいいことになる。「砂壁」の作用については24行目の「わざと調子の弱い色の砂壁を塗る」あたりからの部分から述べられているが、まとまった叙述となっているのは「その壁の色のほのかな違いによって、また幾らかづつ各々の部屋の陰翳が異なった色調を帯びる」(31～32行目・**問1**のDの解説参照)の部分か。要は「陰翳の色調に影響する」ということ。この内容が解答の軸になる。

《解答例》ではこれに加えて「それ自身が装飾品ではなく」という表現を添えておいたが、これは33～34行目の記述を踏まえたものである。この部分を使わなくても、「絵」本来の機能ではない旨の記述を何らかの形で添えておいた方が解答の説得力は増す。

問5 問題文全体を見渡して三つの中心的話題を探っていけば、意味段落の「切れ目」が見えてくる。最初の部分では「日本建築」「日本家」という建物の問題、続いては「日本座敷」における陰翳の問題、さらには「座敷」の中での「床の間」の問題、というように切れ目は比較的に見えやすかったのではあるまいか。「日本座敷」における「濃淡」の問題が述べられるのは19行目からであるが、これは前の文の「美的に添うように陰翳を利用するに至った」ことの具体的なあらわれとして捉えられているので、この前の文から第二段落とする。「床の間」についての最初の記述が見られるのは32行目である。こちらは素直にその文の最初から第三段落とすればいい。

出典：『梅尾明恵上人伝記』〈下〉より / 早稲田大学 法学部・95年

現代語訳……(鎌倉幕府の名執権だった北条) 泰時の朝臣が、常日頃人に会ってお話しになっていたことには、「私は至らない愚か者ではあるが、(政治家を) 辞める理由もなく、政治をつかさどって天下を治めてきたのは、ひとえに明恵上人のご恩(によるもの)である。そのわけは、(次のようなものだ。すなわち) 承久の大乱の後に(私が) 京に滞在していたときに、常に(明恵上人に) お目にかかっていた。あるとき、法談(「仏法のお話」のあとで、(私が明恵上人に) 『どのような方策をもって、天下を治める術がごいますでしょうか』とお尋ねいたしたところ、上人が仰せられて言うには、『どんなに苦しんでのたうちまわって、身体中がどうしようもなく病んでしまっている病人でも、名医がこれを診て、これ(「病」)は冷えより起(こ)った(とか)、これは熱に犯されたのだ(とか)と、病の起(こ)った原因を理解して、(それに合った)薬を与えて灸をすえれば、たちまちにして冷えや熱も去って病が癒えるように、国家が乱れて不穏な状況になり、治まりがたいときは、何が(この国を) 侵しているからだろうか、まずその根源を充分に理解するようになされませ。そうでなくて、うち向かっていくままに「いっきあたりばったりに・長期的な見通しもなく」賞罰をお加えになれば、よりいっそう人々の心はねじけてしまい、横着になるだけで、恥をも知らず、前(「自分に見えるところ」)を治めれば後(「自分に見えないところ」)の方が乱れ、内政をおだやかにすれば外交上の恨みを買う(ことになる)。そうなると世の中が治まるということはない。これはヤブ医者(原因の) 冷えと熱とをわきまえないで、とりあえず苦痛のあるところに灸を据え、まずはその人(「病人」)の願いにしたがってむやみやたらと薬を与えるようなものである。誠心誠意治療を加えたのだけれども、病の起(こ)った原因がわかっていないために、ますます病が重くなって治らなくなるようなものである。それでは、世の中が乱れる根源が何から起(こ)るのかと言え、ただ(人々の) 欲が根源になっている。この欲心が、すべてのこと(のもとに) 偏在してあらゆることのわざわいが起(こ)るのである。これ(「この状態」)は天下の大病(と同じこと)ではないか。これを治療しようとお思いになるなら、まずはこの(諸悪の根源である) 欲心を(この世から) なくなるようになされば、天下(の人民)は自然に、政令を下さずとも治まるはずである。』云々と(おっしゃった)。

私が申し上げて言うには、『ただいまの教訓は、最も大切なものであるから、私だけのことならば、(私の) 気持ちにできませんかぎりは、

この（お上人さまのおっしゃる）主旨を堅く守る決意であるとはいっても、人々がみな、これ「明恵上人の教え」を守ろうとすることは難しい。どうしたらよろしくございませうか』云々と（言った）。上人が答えておっしゃるには、『それは（実は）簡単なことであろう。ただ、天下を治めるもの一人の心によるものである。昔の人が言うには、「その（人の）身がまっすぐであって（その人の）影が曲がることはない。その（国の）政治が正しくて（その）国が乱れることはない」、云々と。この正しいというのは無欲のことである。また（昔の人が）言うには、「人徳のある人はその部屋にいたままで（人民に）その「政治上の」命令を出しても、（政府の趣旨が）よい時には千里の遠くまでみんなこれに応じるものである」云々と（言っている）。この「よい」というのも無欲のことである。ただ、天下を治めるもの一人が本当に無欲に心を落ち着けなされば、その人の人徳に誘われ、その人の行ないに（ひきくらべて自分の行ないを）恥じて、国家のすべての人々は、自然に欲心が薄くなっていくものである。（人々が）わずかな欲望で満ち足りるならば、天下は安泰に治まるにちがいない。天下の人で欲心の深い（人が）訴えてきたならば、（為政者は）自分の欲心の直らないためだと認識して、自分の方を反省して、自分自身を恥ずかしく思うのが当然である。その人「欲心の深い訴えをした人」を罪に処しなざってはならない。（これは）たとえるならば自分の身体が歪んでいる（その）影が、（そのまま）水に映っているのを見て、自分自身をまっすぐにしないで、影が歪んでいるのを怒って、影を罪に処そうとするようなものである。道理を弁えた人がそばで見ているとばかげたことに思う（ような）ことである。（また）伝え聞く（ところによると）、周の国の文王の時に、国中の人々が田の畔をゆず（りあ）つた（「境界を変更した」）のも、ただ文王一人の人徳が、国土（の全体）に及んだがために、万人がみなこのような殊勝な心になったものである。畔を譲るといふのは、「自分の田圃の境を人の方へ多く与え譲って、自分の方の土地を少なくしたということである。お互いにこのように譲り合って、自分の田地を相手の方にやろうとしたのだけれども、一時的にでも他人の分をかすめ取ることはなかった。他の国から訴訟のために（中原の中心である周の）都に上る人が、この周の国を通るにあたって、この様子（「お互いに譲り合っている様子」）を道端で見て、自分の欲の深いことを恥ずかしく思って、道（の途中）から帰ってしまった。』この文王が、自分の国を治めるだけではなく、他国にまでも人徳を及ぼしなされたのも、ただ（文王）一人の無欲によつてのことである。そのうえ、この人徳が（国中に）満ちて、天下を統一して、代々つづく天下太平の治世を保った。だから、天下を治めるもの一人が欲を抑えなされば、天下の人々はみんなこのように（「小欲に」）なるはずである』云々と。（私は）この（治世のための）教訓を承ったので、肝に銘じて深く（無欲の治世を実現しようとの）大きな願いを発して、心中に誓つてこの（明恵上人の）主旨を守つた」と。

《解答》

問1
1 || 2

5 || イ

問2
へ

問3
ヲ

問4
タ

問5
ム

問6
オ

問7
ケ・コ

問8
サ